

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成29年11月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成30年 1月30日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	齋	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

生 福 第 8 7 4 号

平成30年1月24日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝 弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

平成29年11月29日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 福祉推進部生活福祉課 福祉推進部長寿支援課 子育て推進部 こども保育課	(指摘事項) 1 指定管理業において、次のようなものがあった。 (社会福祉法人山形市社会福祉協議会) (1) 総合福祉センターの指定管理料で購入した備品の登録と不要になった備品の廃棄について、市への報告を行っていないもの ・電位治療器（椅子） ・業務用コーヒーメーカー (2) 漆山デイサービスセンターの管理運営業務仕様書に記載された機械設備保守点検業務のうち、浴室シャワー分解清掃が実施されていない。 (3) 総合福祉センターの利用料金の額について、指定管理者として3期目の指定を受けるにあたり、あらかじめ市長の承諾を受けていない。 2 会計経理事務において、次のようなものがあった。 (1) 総合福祉センター及び老人福祉センター黒沢いこい荘の委託料の支払額が、契約書に定める金額と異なるもの ・総合福祉センター除雪業務 ・総合福祉センター浴室受付業務 ・老人福祉センター黒沢いこい荘浴室清掃業務	1 (1) 平成29年12月18日に備品の登録、平成29年12月7日付けで備品の廃棄の報告を行いました。 (2) 平成29年12月16日に浴室シャワー分解清掃を実施しました。 (3) 平成29年12月12日付けで申請し同日付で承認を得ました。 2 (1) 下記の対応を致しました。 ・総合福祉センター除雪業務の未払い分については、平成29年12月5日に支払いました。 ・総合福祉センター浴室受付業務及び老人福祉センター黒沢いこい荘浴室清掃業務における山形市シルバー人材セン

	<p>(2) 老人福祉センター鈴川ことぶき荘の嘱託職員時間外勤務手当について、集計誤りにより、多く支給しているもの</p> <p>(意見)</p> <p>1 契約事務について、事務手続きの基準を明確にし、統一的で適正な事務手続きを行われない。</p>	<p>ターと変更契約を締結しました。</p> <p>(2) 時間外勤務手当を多く支給してしまった職員より、誤った金額分について返納を受けました。 今後は誤りのないよう事務処理を行います。</p> <p>1 事務手続きの基準を明確にし、適正な事務手続きを行います。</p>
--	---	---